

○「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく

胆振総合振興局管内河川の減災に係る取組方針

平成30年7月27日

胆振総合振興局管内河川減災対策協議会

[安平町、苫小牧市、白老町、登別市、室蘭市、伊達市、壮瞥町、洞爺湖町、豊浦町、北海道警察本部、室蘭警察署、伊達警察署、苫小牧警察署、室蘭市消防本部、登別市消防本部、苫小牧市消防本部、白老町消防本部、西胆振行政事務組合消防本部、胆振東部消防組合消防本部、室蘭地方气象台、室蘭開発建設部、胆振総合振興局]

項目、事項、内容	課題番号	目標時期	胆振総合振興局 (室蘭建設管理部含む)	室蘭開発建設部	室蘭地方気象台	北海道警察本部	室蘭警察署	伊達警察署	苫小牧警察署	豊浦町	洞爺湖町	壮瞥町	伊達市	
①円滑かつ迅速な避難のための取組														
①-1 情報伝達、避難計画等に関する取組														
① 洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの確認	A	H30年度から	・水位周知河川を対象に避難勧告着目型水害対応タイムラインの策定(水位周知河川:厚真川、安平川(勇弘川)、苫小牧川、気門別川、長流川、白老川、胆振幌別川(来馬川)、知利別川) ・洪水時に特化した危機管理型水位計設置に伴う河川水位情報の提供(川の防災情報)		タイムラインの策定に対する支援					・洪水時に特化した危機管理型水位計設置に伴う河川水位情報共有(川の防災情報) ・賁気別川・小鉢岸については川の防災情報により水位の情報共有をずる。	・長流川において避難勧告着目型水害対応タイムラインの策定 ・洪水時に特化した危機管理型水位計設置に伴う河川水位情報共有(川の防災情報)	・長流川において避難勧告着目型水害対応タイムラインの策定 ・洪水時に特化した危機管理型水位計設置に伴う河川水位情報共有(川の防災情報)	・気門別川、長流川において避難勧告着目型水害対応タイムラインの策定 ・洪水時に特化した危機管理型水位計設置に伴う河川水位情報共有(川の防災情報)	
② 避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認	B,C	H30年度から								各地域における避難勧告等の発令を判断するための情報や、住民への情報伝達方法、伝達内容について確認を行い、マニュアル等に整理する。	・地域防災計画に基づき情報伝達等を実施する。	・各地域における避難勧告等の発令を判断するための情報や、住民への情報伝達方法、伝達内容について確認を行い、マニュアル等に整理する。	・地域防災計画に基づき情報伝達等を実施する。	
③ 水害危険性(浸水想定及び河川水位等の情報)の周知	D,E	H29年度から	【水位周知河川】 ・最大規模の洪水に対する浸水想定区域の作成、公表。 【その他道管理河川】 ・最大規模の洪水に対する洪水氾濫危険区域図の作成、提供。 【危機管理型水位計】 ・協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。											
④ 隣接市町村等への広域避難体制の構築	F,G,H	H30年度から								・隣接町の避難場所について情報収集し、必要に応じ避難場所設定に向け検討を進める。	必要に応じ検討を進める。	・隣接町の避難場所について情報収集し、必要に応じ避難場所設定に向け検討を進める。	・必要に応じ検討を進める。	
⑤ 要配慮者利用施設における避難場所の確保・訓練に関する取組を促進	I,J,K	H30年度から	要配慮者利用施設管理者向けの説明会など、要支援者支援体制の構築への支援		要配慮者利用施設における訓練等への支援	警察主催による災害警備訓練実施時に、自治体や要配慮者施設等の参加・協力を得て、実践的な要配慮者の避難支援に関する訓練に取り組み。	要配慮者利用施設(職員、利用者)に対する、災害訓練実施支援及び防災講話等を実施し、発災時における対処能力及び平素からの防災意識の向上を図る。	要配慮者利用施設(職員、利用者)に対する、災害訓練実施支援及び防災講話等を実施し、発災時における対処能力及び平素からの防災意識の向上を図る。	要配慮者利用施設(職員、利用者)に対する、災害訓練実施支援及び防災講話等を実施し、発災時における対処能力及び平素からの防災意識の向上を図る。	各施設の状況を確認し、避難場所等の確保、訓練等に関する取組を促進する。	必要に応じ検討を進める。	・各施設の状況を確認し、避難場所等の確保、訓練等に関する取組を促進する。	・必要に応じ検討を進める。	
①-2 平時からの住民への周知・教育・訓練に関する事項														
① 想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有	D,E,F	H29年度から	【水位周知河川】 ・最大規模の洪水に対する浸水想定区域の作成、公表。 【その他道管理河川】 ・最大規模の洪水に対する洪水氾濫危険区域図の作成、提供。											
② ハザードマップの作成等、周知に係る取組	D,E,F	H30年度から	町のハザードマップ等の作成支援を行う。							・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等に基づいて、ハザードマップの作成等、周知に係る取組を行う。	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等に基づいて、ハザードマップの作成等、周知に係る取組を行う。	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等に基づいて、ハザードマップの作成等、周知に係る取組を行う。	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等に基づいて、ハザードマップの作成等、周知に係る取組を行う。	
③ まるごとまちごとハザードマップの促進	D,E,F	H30年度から								・まるごとまちごとハザードマップについて検討する。	・まるごとまちごとハザードマップについて検討する。	・まるごとまちごとハザードマップについて検討する。	・まるごとまちごとハザードマップについて検討する。	
④ 住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	B,I,J,K	継続実施	講習会、研修、訓練を実施及び支援する。	講習会、研修、訓練を実施及び支援する。	講習会、研修、訓練を支援及び参加する。	自治体主催の防災訓練に参加するほか、警察の災害警備訓練に住民が参加する訓練を取り入れるなど、地域の災害対応能力を高める取組を行う。 災害モニター(災害の兆し等の情報提供協力)制度の拡充を図る。	関係自治体が発する防災訓練への参加・支援を実施する。 また、自治体単位で実施する防災訓練の参加・支援や、防災講話等の実施を推進する。	自治体や施設管理者と連携し、訓練の実施や避難誘導マニュアルの策定を検討する。	関係自治体が発する防災訓練への参加・支援を実施する。 また、自治体単位で実施する防災訓練の参加・支援や、防災講話等の実施を推進する。	講習会、研修、訓練を実施及び参加する。	講習会、研修、訓練を実施及び参加する。	講習会、研修、訓練を実施及び参加する。	講習会、研修、訓練を実施及び参加する。	
⑤ 防災教育の促進	A,D	H30年度から	教育素材を活用し、防災教育の支援及び実施をしていく。	関係機関と協力し対応する。	防災教育の支援をしていく。	自治体主催の防災訓練に参加するほか、警察の災害警備訓練に住民が参加する訓練を取り入れるなど、地域内の災害対応能力を高める取組を行う。	住民に対する防災教育のほか、警察署員に対する防災教育を推進し、有事の際の災害対処能力の向上を図る。	住民に対する防災教育のほか、警察署員に対する防災教育を推進し、有事の際の災害対処能力の向上を図る。	住民に対する防災教育のほか、警察署員に対する防災教育を推進し、有事の際の災害対処能力の向上を図る。	・教育素材を活用し、防災教育をしていく。	教育素材を活用し、防災教育をしていく。	・教育素材を活用し、防災教育をしていく。	・教育素材を活用し、防災教育をしていく。	
①-3 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項														
① 水害リスクの高い地区に対して、洪水時の避難勧告等の発令判断に活用する水位計(危機管理型)の整備	B,I,J,L	H30年度から	・協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。											
② 堤防天端の保護(越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす対策)	R	継続実施	・安平川:引き続き堤防の天端保護(舗装)実施 ・堤防の天端保護(舗装)対象箇所の検討及び実施											
③ 防災資材備蓄施設の整備	N	H30年度から	防災資材備蓄施設の検討及び整備											
④ 避難場所、避難経路の整備	E,G,H	H30年度から								・浸水想定区域(想定最大)に基づく避難場所や避難経路を設定し、地域防災計画に反映する予定。	・浸水想定区域(想定最大)に基づく避難場所や避難経路を設定し、地域防災計画に反映する予定。	・浸水想定区域(想定最大)に基づく避難場所や避難経路を設定し、地域防災計画に反映する予定。	・浸水想定区域(想定最大)に基づく避難場所や避難経路を設定し、地域防災計画に反映する予定。	

項目、事項、内容	課題番号	目標時期	室蘭市	登別市	白老町	苫小牧市	安平町	室蘭市消防本部	登別市消防本部	苫小牧市消防本部	白老町消防本部	西胆振行政事務組合 消防本部	胆振東部行政事務組合 消防本部
①円滑かつ迅速な避難のための取組													
①-1 情報伝達、避難計画等に関する取組													
① 洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの確認	A	H30年度から	知利別川において避難勧告着目型水害対応タイムラインの策定・洪水時に特化した危機管理型水位計設置に伴う河川水位情報共有(川の防災情報)	水位周知河川について、室蘭建設管理部とのホットラインの活用。川の防災情報による10分毎の河川水位計測結果の確認。	・白老川において避難勧告等における水害対応タイムラインの策定	道管理河川におけるホットライン構築マニュアルに基づき、避難判断水位及び氾濫危険水位に達したタイミングで河川管理者より今後の水位上昇の見通し等について情報収集する他、気象状況に応じて市側より河川管理者に問い合わせを随時行ない今後の水位上昇の見込み等について情報収集	・安平川において避難勧告着目型水害対応タイムラインの策定・洪水時に特化した危機管理型水位計設置に伴う河川水位情報共有(川の防災情報)						
② 避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認	B,C	H30年度から	各地域における避難勧告等の発令を判断するための情報や、住民への情報伝達方法、伝達内容について確認を行い、マニュアル等に整理する。	登別市地域防災計画、避難勧告等の判断・伝達マニュアルに記載されている避難の確認を行い、必要に応じ更新を行う。	避難勧告等の発令を判断するための情報や、住民への情報伝達方法、伝達内容について確認を行い、タイムライン等で整理する。	避難勧告等の判断・伝達マニュアル(洪水編)を平成30年3月に策定し、避難勧告発令対象区域、避難勧告等の発令判断基準を定めている。	・各地域における避難勧告等の発令を判断するための情報や、住民への情報伝達方法、伝達内容について確認を行い、マニュアル等に整理する。						
③ 水害危険性(浸水想定及び河川水位等の情報)の周知	D,E	H29年度から											
④ 隣接市町村等への広域避難体制の構築	F,G,H	H30年度から	隣接市の避難場所について情報収集し、必要に応じ避難場所設定に向け検討を進める。	出水時に隣接市町側に避難を行わなければならない地域の特定を行い、避難行動の内容について検討を行う。	H27年3月にて災害応援協定を結んでおり、今後はその協定に基づき必要に応じ検討を進める。	避難勧告等の判断・伝達マニュアル(洪水編)において避難先について設定しており、他市町村への避難は想定していない	・隣接市の避難場所について情報収集し、必要に応じ避難場所設定に向け検討を進める。						
⑤ 要配慮者利用施設における避難場所の確保・訓練に関する取組を促進	I,J,K	H30年度から	各施設の状況を確認し、避難場所等の確保、訓練等に関する取組を促進する。	福祉避難所への避難(搬送)の手段について、検討を行う。	各施設の状況を確認し、避難場所等の確保、訓練等に関する取組を周知し、促進する。	各施設の状況を確認し、避難場所等の確保、訓練等に関する取組を促進する。	・各施設の状況を確認し、避難場所等の確保、訓練等に関する取組を促進する。	市防災対策課と連携し、訓練等に関する取り組みを促進する。	要配慮者利用施設における訓練等への支援	既に避難訓練を含む防災訓練へ参加しているが、要配慮者利用施設における訓練等への支援拡充を検討する。	要配慮者利用施設における訓練等への支援	要配慮者利用施設における訓練等への支援	要配慮者利用施設における訓練等への支援
①-2 平時からの住民への周知・教育・訓練に関する事項													
① 想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有	D,E,F	H29年度から											
② ハザードマップの作成等、周知に係る取組	D,E,F	H30年度から	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等に基づいて、ハザードマップの作成等、周知に係る取組を行う。	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等に基づいて、登別市防災マップの更新・追加、周知に係る取組を行う。	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等に基づいて、ハザードマップの作成等、周知に係る取組を行う。	洪水・土砂災害に係るハザードマップを掲載した「防災ハンドブック」を作成しており、市内全戸配布。周知に係る取り組みとしては、出前講座等で防災ハンドブックの周知を行っている。	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等に基づいて、ハザードマップの作成等、周知に係る取組を行う。						
③ まるごとまちごとハザードマップの促進	D,E,F	H30年度から	・まるごとまちごとハザードマップについて検討する。	・まるごとまちごとハザードマップについて検討する。	・まるごとまちごとハザードマップについて検討する。	・まるごとまちごとハザードマップについて検討する。	当面、JIS図記号を使用した指定避難所看板を設置し、爾後まるごとまちごとハザードマップの作成について検討する。						
④ 住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	B,I,J,K	継続実施	講習会、研修、訓練を実施及び参加する。	登別市総合防災訓練をはじめとした実動訓練、防災講習会の実施及び自主防災組織主催訓練への参加を行う。	講習会、白老町防災訓練を実施及び参加する。	地域住民・社会福祉施設等が実施する訓練に引き続き参加するなど、避難訓練における関係機関との連携を図る	講習会、研修、訓練を実施及び参加する。	市防災対策課と連携し講習会、研修、訓練を実施及び参加する。	講習会、研修、訓練を支援及び参加する。	既に関係機関が連携した避難訓練を含む防災訓練へ参加しているが、更なる訓練機会の支援拡充を検討する。	講習会、研修、訓練を支援及び参加する。	講習会、研修、訓練を支援及び参加する。	講習会、研修、訓練を支援及び参加する。
⑤ 防災教育の促進	A,D	H30年度から	教育素材を活用し、防災教育をしていく。	児童・生徒向けの防災講習の場を活用し、防災教育をしていく。	教育素材(防災カルタやDoHUG等)を活用し、防災教育をしていく。	小学校等が実施する防災を主とした授業の支援を行なうほか、必要に応じて講師としても参加し防災教育の促進を図る	教育素材を活用し、防災教育をしていく。	市防災対策課と連携し実施していく。	防災教育の支援をしていく。	・現在実施している避難訓練等の機会を利用し、防災の重要性を訴える。	防災教育の支援をしていく。	防災教育の支援をしていく。	防災教育の支援をしていく。
①-3 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項													
① 水害リスクの高い地区に対して、洪水時の避難勧告等の発令判断に活用する水位計(危機管理型)の整備	B,I,J,L	H30年度から											
② 堤防天端の保護(越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす対策)	R	継続実施											
③ 防災資材備蓄施設の整備	N	H30年度から											
④ 避難場所、避難経路の整備	E,G,H	H30年度から	浸水想定区域(想定最大)に基づく避難場所や避難経路を設定し、地域防災計画に反映する予定。	浸水想定区域に土砂災害警戒区域等の他要因を加味した避難経路を設定し、知育防災に計画に反映する予定。	浸水想定区域(想定最大)に基づく避難場所や避難経路を確認し、地域防災計画に反映する予定。	避難勧告等の判断・伝達マニュアル(洪水編)において避難先については示している。避難経路については検討。	浸水想定区域(想定最大)に基づく避難場所や避難経路を設定し、地域防災計画に反映する予定。						

現状の水害リスク情報や取組状況の共有

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	胆振総合振興局 (室蘭建設管理部含む)	室蘭開発建設部	室蘭地方気象台	北海道警察本部	室蘭警察署	伊達警察署	苫小牧警察署	豊浦町	洞爺湖町	壮瞥町	伊達市	室蘭市
対象水系	胆振管内二級河川 (27水系)		胆振管内二級河川 (27水系)					ペンペ川、貫気別川、 小鉢岸川、礼文華川	長流川、板谷川、貫気 別川	長流川	尻別川、気仙川、シャ ミチセ川、気門別川、 長流川、チマイベツ川	鷲別川、知利別川、チ マイベツ川
洪水時における河川管 理者等からの情報提供 の内容及びタイミング	・水位周知河川におい て避難勧告等発令の 目安となる水防情報 の発表等を実施して いる。(建管) ・水位周知河川におい て重大災害の発生 のおそれがある場合 に、室蘭建設管理部 から各市町村長へ の情報伝達を行う ホットラインを行っ ている。(建管) ・(水位周知河川:安 平川(勇弘川)、苫小 牧川、気門別川、長 流川、白老川、胆振 幌別川(米場川)、知 利別川)		・警報・注意報を 発表している。(警 戒期間、注意期間、 ピークの時間帯、 最大雨量などの予 測値を記述) ・洪水警報の危険 度分布を10分毎に 更新・提供。 ・流域雨量指数の 予測値を10分毎に 更新・提供。						長流川(洞爺湖)お いて、重大災害の 発生のおそれがある 場合に、室蘭建設 管理部と町長の間 で情報伝達を(ホ ットライン)を行っ ている。	・長流川において、 重大災害の発生 のおそれがある 場合に、室蘭建設 管理部と担当課 の間で情報伝達 を(ホットライン) を行っている。	・気門別川、長流 川において、重大 災害の発生のお それがある場合 に、室蘭建設管 理部と市長(担 当部署)の間で 情報伝達を(ホ ットライン)を行 っている。	知利別川におい て、重大災害の 発生のおそれ がある場合に、 室蘭建設管理部 と防災担当課 の間で情報伝 達を(ホットライ ン)を行っている。
避難勧告等の発令基準			・警報・注意報を 発表している。(警 戒期間、注意期間、 ピークの時間帯、 最大雨量などの予 測値を記述)この 基準については適 宜見直しを実施し ている。 ・10分毎に更新 する洪水警報の 危険度分布及び 流域雨量指数の 予測値の活用	警察署又は北海道 を通じて、避難 勧告等の発令や 対象地域、世帯 数、河川洪水予 報や水位等の災 害情報について 常時把握し、迅 速な災害対応が できる体制を 保持する。	管轄自治体が 発表する避難 勧告等につい て、逐一情報 共有を実施し、 齟齬のない 共通認識を 保持する。 ※リエゾン 派遣等を活用 したリアルタイ ムな情報共有 を実施。	管轄自治体が 発表する避難 勧告等につい て、逐一情報 共有を実施し、 齟齬のない 共通認識を 保持する。 ※リエゾン 派遣等を活用 したリアルタイ ムな情報共有 を実施。	管轄自治体が 発表する避難 勧告等につい て、逐一情報 共有を実施し、 齟齬のない 共通認識を 保持する。 ※リエゾン 派遣等を活用 したリアルタイ ムな情報共有 を実施。	・避難勧告等の 発令に関する 内容を地域防 災計画に記載 し、その内容 に基づき発令 している。	・避難勧告等の 発令に関する 内容を地域防 災計画に記載 し、その内容 に基づき発令 している。	・避難勧告等の 発令に関する 内容を避難勧 告マニュアル に記載し、そ の内容に基づき 発令している。	・避難勧告等の 発令に関する 内容を地域防 災計画に記載 し、その内容 に基づき発令 している。	
避難場所等の設定	【水位周知河川】 ・浸水想定区域図 を公表し、流域 各市町村長に 通知している。 (建管) ・最大規模の 洪水に対する 浸水想定区域 の見直しを行 っている。(建 管) 【その他道管理 河川】 ・最大規模の 洪水に対する 洪水氾濫危険 区域図の作成 を予定してい る。(建管)			洪水浸水予測 区域など災害 リスクを踏ま えながら、各 地域防災計画 等に定める 避難所の把握 に努める。	管轄自治体が 設定する、河 川災害に 対応する 避難場所を 平素から 把握し、有 事の際の 避難誘導 経路の事 前検討を 実施する。	管轄自治体が 設定する、河 川災害に 対応する 避難場所を 平素から 把握し、有 事の際の 避難誘導 経路の事 前検討を 実施する。	管轄自治体が 設定する、河 川災害に 対応する 避難場所を 平素から 把握し、有 事の際の 避難誘導 経路の事 前検討を 実施する。		・【長流川】 洪水ハザード マップ未作成。	・【長流川】 浸水想定 区域図に 基づき、 浸水範囲、 避難所、 避難場所 を周知し ている。	・【気門別川】 浸水想定 区域図に 基づき、 平成20年 2月に 洪水ハザ ードマップ を作成し、 浸水範囲、 避難所、 避難場所 を周知し ている。 ・【長流川】 浸水想定 区域図に 基づき、 平成20年 2月に 洪水ハザ ードマップ を作成し、 浸水範囲、 避難所、 避難場所 を周知し ている。	・【知利別川】 浸水想定 区域図に 基づき、 平成19年 9月に 洪水ハザ ードマップ を作成し、 浸水範囲、 避難所、 避難場所 を周知し ている。
住民等への情報伝達 の体制や方法	・気象台が 発表する 気象警報、 その他の 情報を 北海道防 災情報シ ステムに よって各 市町村へ 伝達して いる。 ・雨量・ 河川水位 の情報に ついては、 川の防 災情報に よって提 供してい る。(建 管)		・気象警報・ 注意報及 び洪水予 報等の情 報を防災 機関へ伝 達し、ま た、ホー ムページ やテレビ ・ラジオ 等を通じ て周知し ている。	当該地域を 管轄する 警察署と 連携し、 避難勧告 のほかに、 被害の未 然防止や 拡大防止 のため、 報道や各 種媒体を 活用して 情報発信 する。	避難勧告等 発令の情 報認知後、 パトカー 等の警察 車両を使 用し、避 難対象地 域住民に 対する勧 告等発令 状況の広 報を実施 する。	避難勧告等 発令の情 報認知後、 パトカー 等の警察 車両を使 用し、避 難対象地 域住民に 対する勧 告等発令 状況の広 報を実施 する。	避難勧告等 発令の情 報認知後、 パトカー 等の警察 車両を使 用し、避 難対象地 域住民に 対する勧 告等発令 状況の広 報を実施 する。	・ホームペ ージ、防 災無線、 広報車、 エリアメ ールなど により避 難に関す る情報及 び避難の 際の注意 事項等を 情報伝達 している。	防災無線、 コミュニティ FM、広 報車など により避 難に関す る情報及 び避難の 際の注意 事項等を 情報伝達 している。	・町ホーム ページ、 北海道防 災情報シ ステム、 コミュニ ティFM、 エリアメ ール、防 災無線、 広報車な どにより 避難に関 する情報 及び避難 の際の注 意事項等 を情報伝 達してい る。	・ホームペ ージ、S NS、防 災無線、 Lアラ ート、コ ミュニテ ィFM、 エリアメ ール、広 報車など により避 難に関す る情報及 び避難の 際の注意 事項等を 情報伝達 している。	ホームペ ージ、防 災無線、 テレビ、 ラジオ、 登録制防 災メール、 広報車な どにより 避難に関 する情報 及び避難 の際の注 意事項等 を情報伝 達してい る。
避難誘導體制				「北海道地 域防災計 画(各自 治体地域 防災計画)」、 「北海道 警察災害 警備計画」 に基づき、 防災関係 機関と連 携し、安 全の確保 や要配慮 者の避難 を考慮し て実施す る。	避難誘導は、 警察署防 災警備計 画に基づ き実施す る。	上記避難 広報実施 と併せて、 避難者の 避難場所 への誘導 及び支援 を実施す る。	上記避難 広報実施 と併せて、 避難者の 避難場所 への誘導 及び支援 を実施す る。	・避難誘導 は、地域 防災計画 に基づき 町職員、 警察、水 防団(消 防団)が 実施す る。	避難誘導は、 地域防災 計画に基 づき町職 員、警察、 消防が 実施す る。	・避難誘導 は、地域 防災計画 に基づき 町職員、 警察、水 防団(消 防団)が 実施す る。	避難誘導は、 地域防災 計画に基 づき市職 員、消防 職員、消 防団員、 警察官及 び協力団 体が実施 する。	

現状の水害リスク情報や取組状況の共有
① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	登別市	白老町	苫小牧市	安平町	室蘭市消防本部	登別市消防本部	苫小牧市消防本部	白老町消防本部	西胆振行政事務組合消防本部	胆振東部消防組合消防本部	課 題		
対象水系	ボンアヨロ川、登別川、岡志別川、胆振幌別川、富岸川、鷺別川	別々川、社台川、白老川、フシコベツ川、敷生川、ボンアヨロ川	安平川、幌内川、苫小牧川、錦多峰川	安平川									
洪水時における河川管理者等からの情報提供の内容及びタイミング	水位周知河川について、重大な災害が発生する恐れのある場合に、室蘭建設管理部と、総務部長・防災主幹の間で情報伝達(ホットライン)を受けている。	白老川において、重大災害の発生のおそれがある場合に、室蘭建設管理部と町長の間で情報伝達を(ホットライン)を行っている。	水位周知河川である安平川(勇弘川)、苫小牧川において、氾濫危険水位に達した場合や氾濫など重大な事象が判明した場合に、室蘭建設管理部と市長の間で情報伝達を(ホットライン)を行っている。	・安平川において、重大災害の発生のおそれがある場合に、室蘭建設管理部と町長の間で情報伝達を(ホットライン)を行っている。								・洪水予報等の防災情報が受け手側にとってわかりにくいこともあり、防災情報の持つ意味や防災情報を受けた場合の対応について、住民等の認識が不十分であることが懸念される。	A
避難勧告等の発令基準	地域防災計画の定めにより、市長または市長の命を受けた市の職員が、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの記載内容に基づき発令している。	・避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発令している。 (土砂災害警戒情報が発表されたとき等)	・避難勧告等の判断・伝達マニュアル(洪水編)を平成30年3月に策定し、その内容に基づき避難勧告等を発令している。	・避難勧告等の判断・伝達マニュアル(洪水編)を作成し、その内容に基づき発令する。	・室蘭市地域防災計画に記載される避難の勧告・指示の基準について情報共有している。		苫小牧市の避難勧告等の判断、伝達マニュアル及び及び消防警戒広報実施基準に基づき実施。	町危機管理室と情報を共有し活動する。	各市町の避難勧告等発令基準及び発令について情報収集している。	各構成町の避難勧告等発令基準及び発令について情報収集している。	・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの運用実績が現時点で無いことから、訓練を通じた精度向上と合わせて、円滑な運用を可能とするために、避難勧告等の発令タイミングや、避難情報の伝達方法を予め整理することが求められる。		B
											・現行の地域防災計画には、避難行動要支援者利用施設等への情報伝達の手法等が定められていない。		C
避難場所等の設定	胆振幌別川、来馬川、鷺別川について浸水想定区域を防災マップに記載。洪水に対応した指定避難所を78ヶ所指定し、防災マップや市サイト等で周知を行っている。	・【白老川】浸水想定区域図に基づき、平成25年3月に洪水ハザードマップを作成し、浸水範囲、避難所、避難場所を周知している。	・避難勧告等の判断・伝達マニュアル(洪水編)において各水位周知河川ごとに避難先を設定している	・【安平川】浸水想定区域図に基づき、平成22年3月に洪水ハザードマップを作成(平成26年10月改定)し、浸水範囲、避難所、避難場所を周知している。 ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルにおいて避難勧告等の発令予想地域を見積もっている。 ・避難所開設・運用マニュアルを作成し、避難所開設の優先順位を定めている。	・室蘭市地域防災計画に記載された浸水想定区域、浸水予測区域及び避難場所、避難経路について情報共有している。	登別市地域防災計画に記載された浸水想定区域、浸水予測区域及び避難場所、避難経路について情報共有している。	苫小牧市避難勧告等の判断、伝達マニュアルに基づき設定。	町危機管理室と情報を共有し活動する。	各市町の避難場所、避難経路について情報収集している。	各構成町の避難場所、避難経路について情報収集している。	・浸水想定区域図等に記載された浸水深等の情報が、リスクとして十分に認識されていないことが懸念される。 ・広範囲の浸水により、いざという時に避難経路が浸水しているなど、適切に行動ができないことが懸念される。 ・洪水浸水想定区域図(L2)において、市街地の大部分が浸水する可能性があるため、避難所、避難場所等の再検討とともに、ハザードマップの見直しが必要とされる。 ・広範囲の浸水により、近傍の避難場所が利用できないことが懸念される。 ・国道等の浸水により、災害拠点病院への搬送等が困難になることが懸念される。		D
													E
													F
													G
													H
住民等への情報伝達の体制や方法	避難勧告等の判断・伝達マニュアルの記載内容に基づき、北海道防災情報システム、防災行政無線、市サイト、SNS、登録制メール、市広報車、消防車等の手段を災害の状況に応じて選択し、最善の方法により実施している。	・ホームページ、防災無線、広報車、電話自動応答システムなどにより避難に関する情報及び避難の際の注意事項等を情報伝達している。	・避難勧告等の判断・伝達マニュアル(洪水編)において避難勧告等の伝達方法を定めている。 ・伝達体制としては、Lアラート経由でのTV放送、登録制メール、facebook、市HPの配信、防災行政無線(同報系)、広報車、消防車、消防サイレンにて市民へ伝達。また、町内会や自主防災組織、要配慮施設へ電話またはFAXで伝達する。	・ホームページ、防災無線、広報車などにより避難に関する情報及び避難の際の注意事項等を情報伝達している。	・避難に関する情報を消防車・広報車等により伝達している。	避難に関する情報を消防車・広報車等により伝達している。	避難に関する情報を消防車等により広報し周知している。	町危機管理室と情報を共有し、避難に関する情報を広報車等により伝達している。	避難に関する情報を広報車等により伝達している。	避難に関する情報を広報車等により伝達している。状況によっては戸別伝達の場合もある。	・高気密性住宅の増加に加え、風雨などの騒音等により、音声による情報の聞き取りが困難になることが懸念される。		I
											・高齢者など一部の住民に伝わっていない可能性がある。また、文字・水位情報のみではわかりにくく、伝えたい情報が正しく伝わっていないことが懸念される。(むかわ町の高齢化率は36%を超える)		J
避難誘導体制	安全管理が行える範囲で、市職員、消防団員が必要に応じて実施する。	・避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員、警察、道路管理者等の防災関係機関が実施する。	・避難誘導は、苫小牧市地域防災計画に基づき市職員、警察、消防が実施する。	・避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員、警察、消防団、自主防災組織等が実施する。	・避難誘導は、室蘭市地域防災計画に基づき市職員、消防職員、消防団員、警察官及び協力団体等が実施する。	避難誘導は、登別市地域防災計画に基づき市職員、消防職員、消防団員、警察官及び協力団体等が実施する。	避難誘導は苫小牧市地域防災計画に基づき、警察官、消防職員、自主防災組織等の協力により実施する。	避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員、警察、水防団(消防団)が実施する。	避難誘導は、地域防災計画に基づき市町職員、警察と協力しながら、消防職員及び水防団(消防団)が実施する。	地域防災計画に基づき、町職員等と共に、消防職・団員が行う。	・地域防災計画には、町職員、警察、水防団(消防団)が適切かつ迅速に避難誘導を行うこととされており、迅速な活動のために連携が求められる。 ・行政だけでは対応に限界があるため、自治会等の連携強化が求められる。(特に、高齢者等の要支援者に対して)		K

② 水防に関する事項

項目	登別市	白老町	苫小牧市	安平町	室蘭市消防本部	登別市消防本部	苫小牧市消防本部	白老町消防本部	西胆振行政事務組合消防本部	胆振東部消防組合消防本部	課題		
対象水系	ボンアヨロ川、登別川、岡志別川、胆振幌別川、富岸川、鷺別川	別々川、社台川、白老川、フシコベツ川、敷生川、ボンアヨロ川	安平川、幌内川、苫小牧川、錦多峰川	安平川								課題	
河川水位等に係る情報提供	河川管理者、気象庁からの発表等に基づき、消防職団員に対し情報を通知、必要な行動について指示を行っている。	河川管理者、気象庁からの発表等に基づき、消防団や住民に対して必要な行動を指示している。 また、川の防災情報等のシステムを利用し情報を受けている。	河川管理者、気象庁等からの発表やホットライン等の情報に基づき、関係機関や住民に対して必要な行動を指示している。	河川管理者、気象庁からの発表等に基づき、消防や住民に対して必要な行動を指示している。								・河川水位、洪水予報、水防警報、重要水防箇所等の情報がどのように活用されるべきなのか、個々の水防団員(消防団員)の理解が不十分である。	L
河川の巡視区間	平常時は巡視等を実施していない。 出水の危険性が高まった時には消防職団員と市職員がそれぞれ河川巡視を実施している。	平常時に水防活動の効率化を図るため、関係機関と水害リスクの高い箇所の確認をし、出水時には消防団と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。	河川の水位が上昇する可能性がある天候状況時に市都市建設部による普通河川の水位状況等調査を実施。調査時において水位上昇が見られる場合は安平川の河口閉塞についても確認し、状況により河川管理者と連絡	出水時には消防と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。	関係機関からの連絡又は市民からの通報により河川等の巡視を実施している。	防災関係機関、市民等からの通報により河川等の巡視を実施している。	河川等の水位が上昇し非常事態が予想されるときは巡視員を設け河川等を巡回する。危険があると認められるときは当該管理者に通報する。	平常時に水防活動の効率化を図るため、住民、関係機関と水害リスクの高い箇所の合同巡視を実施し、出水時には水防団(消防団)と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。	平常時に水防活動の効率化を図るため、住民、関係機関と水害リスクの高い箇所の合同巡視を実施し、出水時には消防職団員、水防団(消防団)と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。	地域防災計画に定められている水防危険区域等を、異状気象時に構成町等と共に河川巡視を実施している。		・住民を服務合同巡視が対象地区全てでは実施されておらず、リスク情報の周知が充分とは言えない。	M
水防資機材の整備状況	防災倉庫において、土のう、ブルーシート等の簡易な資材を保有している。	白老町役場車庫において水防資機材を保有している。	市都市建設部及び消防本部を中心に水防資機材を保有している。	追分水防倉庫・早来水防倉庫、総合庁舎防災危機室・追分総合支所倉庫において水防資機材を保有している。	室蘭市防災センター備蓄庫において水防資機材を保有している。	市防災倉庫において土嚢、土嚢袋、ブルーシートなどを保有している。	ライフジャケット等を保有している。		各署所において水防資機材を保有している。	各構成町所有の倉庫において水防資機材を保有している。また、独自にも保有している。		・水防資機材の配備や備蓄が充分か確認するとともに、円滑な水防活動を行うための配備計画を検討する必要がある。	N
町庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	市役所本庁舎に災害対策本部の設置が困難な場合は市民会館に災害対策本部を設置する。 (市内に災害拠点病院なし)	地域防災計画に基づき対応	地域防災計画に基づき市庁舎内に災害対策本部を設置。災害拠点病院については市内2ヶ所の医療機関が指定されている。	災害時業務継続計画において総合庁舎被災時の代替庁舎を定めている。	室蘭市地域防災計画に基づき対応	登別市地域防災計画に基づき対応	苫小牧市地域防災計画に基づき対応。		各署所は高台に位置し直接的な被害は考えにくい。特段の取り決めはない。	署所等の水害時には、胆振東部消防組合消防計画に基づき実施する。		・水防活動に関する専門的な知識等を習得する機会が少ないこと、水防団員(消防団員)が減少傾向であることから、作業を的確にできないことが懸念される。	O

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	登別市	白老町	苫小牧市	安平町	室蘭市消防本部	登別市消防本部	苫小牧市消防本部	白老町消防本部	西胆振行政事務組合消防本部	胆振東部消防組合消防本部	課題		
対象水系	ボンアヨロ川、登別川、岡志別川、胆振幌別川、富岸川、鷺別川	別々川、社台川、白老川、フシコベツ川、敷生川、ボンアヨロ川	安平川、幌内川、苫小牧川、錦多峰川	安平川								課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	排水資機材については保有がない。	保有する水防資機材は非常時においては消防団等へ貸し出しが可能である。	市都市建設部及び消防本部を中心に水防資機材を保有しており、非常時においては、市職員や消防署員等が操作。	排水資器材は保有していない。	貸し出し可能な排水資器材は保有していない。	資機材の保有なし	排水能力を有する消防車の操作訓練を実施している。 操作に専門知識が必要なため、貸し出しは不可である。		平常時は保有資器材の確認と、出水期前には操作点検を実施している。	必要に応じて可搬式小型動力ポンプを使用する。		・大規模浸水時に早期に排水を行うため、既存の排水施設、排水系統を把握し、関係機関の連携による排水計画を検討する必要がある。 ・排水活動を安全かつ円滑に行うための釜場、作業ヤード、進入路等が確保される必要がある。 ・広域的な資機材等の保有状況や、非常時における支援要請手順について、共有が不十分である。	P Q

④ 河川管理施設の整備に関する事項

項目	登別市	白老町	苫小牧市	安平町	室蘭市消防本部	登別市消防本部	苫小牧市消防本部	白老町消防本部	西胆振行政事務組合消防本部	胆振東部消防組合消防本部	課題		
対象水系	ボンアヨロ川、登別川、岡志別川、胆振幌別川、富岸川、鷺別川	別々川、社台川、白老川、フシコベツ川、敷生川、ボンアヨロ川	安平川、幌内川、苫小牧川、錦多峰川	安平川								課題	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容等												・無堤地区や計画断面に対して高さや幅が不足している堤防があり、洪水により氾濫する恐れがある。 ・掘削残土を有効に活用するため、関係機関との連携・調整が必要となる。	R

改訂履歴

版数	発行日	改訂履歴
第 1 版	平成 30 年 7 月 27 日	初版作成

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。また、平成 28 年 8 月には観測史上初めて 1 週間の間に 3 個の台風が北海道に上陸し、その 1 週間後に再び台風が接近するという、かつてない気象状況となり、石狩川水系空知川及び十勝川水系札内川で堤防が決壊するなど、記録的な大雨による被害が発生した。さらに、平成 29 年 7 月九州北部豪雨では、福岡県、大分県の両県において、洪水・土砂災害により死者 37 名、行方不明者 4 名の人的被害のほか、多くの家屋の全半壊や床上浸水など、甚大な被害が発生した。

今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が全国的に高まることが懸念されている。

このような洪水に備えるために、安平町、苫小牧市、白老町、登別市、室蘭市、伊達市、壮瞥町、洞爺湖町、豊浦町、北海道警察本部、室蘭警察署、伊達警察署、苫小牧警察署、室蘭市消防本部、登別市消防本部、苫小牧市消防本部、白老町消防本部、西胆振行政事務組合消防本部、胆振東部消防組合消防本部、室蘭地方气象台、室蘭開発建設部、胆振総合振興局は、国土交通省が平成 27 年 12 月 11 日に策定した「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、平成 29 年 6 月 29 日に「胆振総合振興局管内 河川減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設立した。

協議会では、胆振総合振興局管内の河川の流域の地形的特徴や洪水による被害実績・被害想定を踏まえ、課題を抽出するとともに、関係機関による減災のための取組状況の共有を行った。

胆振総合振興局管内の河川の流域における課題として、想定し得る最大規模の洪水により、苫小牧市をはじめとする太平洋沿岸の各市町村の中心市街地や観光地、基幹産業の農林業や工業が営まれる低平地が広範囲にわたり浸水するおそれがある。また、度重なる浸水被害が発生している白老川流域など、大雨災害に脆弱な地域を抱えており、喫緊の、減災に向けた取組が必要とされている。

以下に、胆振総合振興局管内の河川の氾濫時に想定される主な特徴を記載する。

- 沿川の平地が広範囲に浸水し、住宅のみならず、災害時要配慮者利用施設や複数の避難所等が浸水するほか、近傍で主要交通網が浸水することにより利用可能な避難経路及び避難所施設が限定されるおそれがある。
- 降雨後の水位上昇までの時間が短く、その中で確認できる限られた情報で避難勧告

等の発令を判断する必要があるが、発信及び受信双方向での伝達システム及び体制の構築に課題があるため、迅速かつ確実な避難が困難となるおそれがある。

- 主要交通網が途絶し、住民の災害時拠点病院への搬送や市街部への避難が困難となるとともに、周辺市町村からの円滑な支援受入と経済活動の早期復旧を妨げるおそれがある。

これらの課題に対し、協議会では、『胆振総合振興局管内河川の大規模水害に対し「迅速・確実な避難を目指す」「広域的な氾濫から地域を守る」「基幹産業への影響を最小化する」』ことを目標として定め、平成33年度までに各構成員が一体となって行う取組内容を取りまとめた。

取組内容として、堤防整備や河道掘削などの「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」や越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する「危機管理型ハード対策」及び洪水時の避難行動等に資する基盤整備として「危機管理型水位計設置」に加え、ソフト対策を実施する。

主なソフト対策の取組は以下のとおりである。

- 速い水位上昇に対しても避難時間の確保に資するべく、関係機関の連携強化のための水防訓練実施とあわせて水防資機材の充実を図るとともに、資機材の搬入時間を短縮するため、資機材の保管場所を検討する。
- 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図を踏まえ、避難場所の見直しを実施し、ハザードマップへ反映し住民へ周知する。また、避難行動の遅れに備えた避難場所の確保を検討するほか、高齢者等の要支援者に対する避難体制について自治会等との連携強化を促進する。さらに、防災訓練時等の啓発活動や、広報、防災教育等を通じて、大水害の恐ろしさや洪水時の適切な対応について町民の認識を深めるとともに、タイムラインを作成し、迅速・確実な避難行動を促す。
- 水位周知河川以外の北海道管理河川について、洪水氾濫危険区域図を作成・情報提供する。
- 社会経済活動の早期復旧、交通途絶による影響の最小化に資するべく、関係機関と連携した水防訓練を行う。

協議会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防意識を高めていくこととしている。

なお、本取組方針は、協議会規約第4条に基づきとりまとめたものである。

2. 協議会の構成員

協議会の参加機関及び構成員は、以下のとおりである。

参加機関	構成員
胆振総合振興局	局長 [会長]
胆振総合振興局	副局長 (建設管理部担当)
室蘭開発建設部	部長
室蘭地方気象台	台長
北海道警察本部	警備部長
室蘭警察署	署長
伊達警察署	署長
苫小牧警察署	署長
安平町	町長
苫小牧市	市長
白老町	町長
登別市	市長
室蘭市	市長
伊達市	市長
壮瞥町	町長
洞爺湖町	町長
豊浦町	町長
室蘭市消防本部	消防長
登別市消防本部	消防長
苫小牧市消防本部	消防長
白老町消防本部	消防長
西胆振行政事務組合消防本部	消防長
胆振東部消防組合消防本部	消防長

3. 胆振総合振興局管内河川の概要と主な課題

■地形的特徴

胆振総合振興局管内の二級水系は、安平川、幌内川、苫小牧川、錦多峰川、尻別川、気仙川、シャミチセ川、気門別川、長流川、板谷川、ベンベ川、貫気別川、小鉾岸川、礼文華川、別々川、社台川、白老川、フシコベツ川、敷生川、ポンアヨロ川、登別川、岡志別川、胆振幌別川、富岸川、鷺別川、知利別川、チマイベツ川流域の27水系（以下、「対象水系」という。）である。

安平川は馬追丘陵の東に位置する山から、その他の河川は、支笏湖・洞爺湖周辺に連なる山々から流下して太平洋に注ぎ、沿川や下流域に市街地が形成されている。

対象水系では、以下の特徴を有する。

- ① 一級水系河川に比べ、河川の延長が短く急勾配であり川幅も狭いことから、降雨から流出までの時間が短く、時間あたりの水位上昇量も大きい。
- ② 4市5町に27水系が分散しており、浸水が広範囲に及ぶことが懸念される。また、市街地は中下流部の低平地に集中している。

■過去の被害状況と河川改修の状況

対象水系の河川は、かつては原野や山林の間を流れる自然河川であったが、河道周辺の開発が進むにつれ、台風や豪雨などによる氾濫が発生し、家屋や道路などの近隣施設に被害をあたえる洪水が頻繁に発生するようになった。

安平川は平成25年、シャミチセ川は平成23年、長流川は平成17年、白老川は平成29年、知利別川は平成27年、チマイベツ川は平成27年に河川整備計画を策定し、各整備計画の対象区間、対象期間において、河川整備の当面の目標を決定し、以下の対策を実施している。

- ・ 洪水被害の軽減のため、堤防、河道掘削の整備

■対象水系流域の社会経済等の状況

対象水系が位置する4市5町には約38.8万人が居住しており、河川沿いには市街地等の人口や資産が集積している。河口部には漁港が存在、沿岸漁業の基地としての漁業施設が整備されている。また、洞爺湖をはじめとする観光資源が点在しており、観光が基幹産業となっている。

主要な交通網としては、新千歳空港や国際拠点港湾のある苫小牧市への交通ルートとなる、JR室蘭本線、国道36号・37号、道央自動車道が基幹交通として存在している。

■対象水系流域での主な課題

対象水系流域の主な特徴としては、全体的に河床勾配が急であり、短時間のうちに水位が上昇し易いこと、広範囲に人口や資産が分散していることなどが挙げられ、これに対応した迅速・確実な避難行動が不可欠であるとともに、下記の点が課題として挙げられる。

- 市街地が位置する低平地では、住宅のみならず、複数の避難所や町道、要配慮者利用施設及び病院等への浸水が想定され、かつ、国道36号・37号をはじめとする避難経路が途絶するおそれがある。また、降雨後の水位上昇までの時間が短く、その中で確認できる限られた情報で避難勧告等の発令を判断する必要があることから、確実な避難情報の伝達と適切な避難経路・避難場所の設定が重要となる。
- 農地が広域に展開する低平地では、複数の避難所や町道等への浸水が想定され、避難経路が途絶するおそれがある。また広域に分散する酪農施設への浸水が想定されるため、地域住民の理解や確実な避難情報の伝達と適切な避難経路・避難場所の設定、及び町・道路管理者との連携による今後整備予定の水防活動の拠点等の検討が重要となる。

これらの課題に対して、胆振総合振興局管内河川の大規模水害に対し「迅速・確実な避難を目指す」「広域的な氾濫から地域を守る」「基幹産業への影響を最小化にする」ことを目標として、取組内容について検討を行った。

4. 現状の取組状況等

胆振総合振興局管内河川流域における減災対策について、各構成員が現在実施している取組及び、取組に対する課題を抽出した結果、概要は以下のとおりである。（別紙1参照）

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	現状と課題	
洪水時における河川管理者等からの情報提供等の内容及びタイミング	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水位周知河川において避難勧告等発令の目安となる水防情報の発表等を実施している。（胆振総合振興局） ○ 水位周知河川において重大災害の発生のおそれがある場合に、室蘭建設管理部から各市町長への情報伝達を行うホットラインを行っている。（胆振総合振興局、洞爺湖町、壮瞥町、伊達市、室蘭市、登別市、白老町、苫小牧市、安平町） ○ 警報・注意報を発表している。（警戒期間、注意期間、ピークの時間帯、最大雨量などの予測値を記述）（室蘭地方气象台） ○ 改善した防災気象情報の提供を H29 年度から開始している。（室蘭地方气象台） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 洪水予報等の防災情報が受け手側にとってわかりにくいこともあり、防災情報の持つ意味や防災情報を受けた場合の対応について、住民等の認識が不十分であることが懸念される。 	A
避難勧告等の発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発令している。（各市町） ○ 警報・注意報を発表している。（警戒期間、注意期間、ピークの時間帯、最大雨量などの予測値を発表）（室蘭地方气象台） ○ 各市町の避難勧告発令基準及び発令について情報収集している。（各警察署、各消防本部） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難勧告等の発令に着目したタイムラインの運用実績が現時点では無いことから、訓練を通じた精度向上と合わせて、円滑な運用を可能とするために、避難勧告等の発令タイミングや、避難情報の伝達方法を予め整理することが求められる。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行の地域防災計画には、避難行動要支援者利用施設等への情報伝達の手法等が定められていない。 	C

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状と課題	
避難場所等の設定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水位周知河川では、浸水想定区域図を公表し、流域各市町村長に通知している。また、最大規模の洪水に対する浸水想定区域の見直しを行っている。(胆振総合振興局) ○ その他道管理河川では、最大規模の洪水に対する洪水氾濫危険区域図の作成を予定している。(胆振総合振興局) ○ 浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し浸水範囲、避難所、避難場所を周知している。(洞爺湖町、壮瞥町、伊達市、室蘭市、登別市、白老町、苫小牧市、安平町) ○ 各市町の避難場所、避難経路について情報収集している。(各警察署、各消防本部) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 浸水想定区域図等に記載された浸水深等の情報がリスクとして十分に認識されていないことが懸念される。 	D
	<ul style="list-style-type: none"> ● 広範囲の浸水により、いざという時に避難経路が浸水しているなど、適切に行動できないことが懸念される。 	E
	<ul style="list-style-type: none"> ● 洪水浸水想定区域（L2）において、市街地の大部分が浸水する可能性があるため、避難所、避難場所等の再検討とともに、ハザードマップの見直しが必要とされる。 	F
	<ul style="list-style-type: none"> ● 広範囲の浸水により、近傍の避難場所が利用できないことが懸念される。 	G
	<ul style="list-style-type: none"> ● 国道等の浸水により、災害拠点病院への搬送等が困難となることが懸念される。 	H

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状と課題	
住民等への情報伝達の体制や方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページ、防災無線、広報車などにより避難に関する情報及び避難の際の注意事項等を情報伝達している。(各市町) ○ 気象台が発表する気象警報、その他の情報を北海道防災情報システムにより市町村に伝達している。(胆振総合振興局) ○ 雨量・河川水位の情報については、川の防災情報を通じて提供している。(胆振総合振興局) ○ 避難に関する情報をパトカー、広報車等により伝達している。(各警察署、消防本部) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 高気密性住宅の増加に加え、風雨などの騒音等により、音声による情報の聞き取りが困難となることが懸念される。 	I
	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者など一部の住民に伝わっていない可能性がある。また、文字・水位情報のみではわかりにくく、伝えたい情報が正しく伝わっていないことが懸念される。 	J
避難誘導體制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難誘導は、地域防災計画に基づき市町村職員、警察、水防団（消防団）が実施する。(各市町、各警察署、各消防本部) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域防災計画には、市町村職員、警察、水防団（消防団）が適切かつ迅速に避難誘導を行うこととされており、迅速な活動のためにより連携が求められる。 ● 行政だけでは対応に限界があるため、自治会等の連携強化が求められる。(特に、高齢者等の要配慮者に対して) 	K

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

②水防に関する事項

項目	現状と課題	
河川水位等に係る情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川管理者が発表する水防警報を市町村及び関係機関へFAX等により伝達している。(胆振総合振興局) ○ 河川水位については、川の防災情報を通じて提供している。(胆振総合振興局) ○ 河川管理者、気象庁からの発表等に基づき、水防団(消防団)や住民に対して必要な行動を指示している。(各市町) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川水位、洪水予報、水防警報、重要水防箇所等の情報がどのように活用されるべきなのか、個々の水防団員(消防団員)の理解が不十分である。 ● 水位計が設置されていない河川において、洪水時にリアルタイムに水位情報を得て、危険度を把握することができない。 	L
河川の巡視区間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平常時に水防活動の効率化を図るため、住民、関係機関と水害リスクの高い箇所の合同巡視を実施し、出水時には水防団(消防団)と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。(胆振総合振興局、各市町、各消防本部) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民を含む合同巡視が対象地区全てでは実施されておらず、リスク情報の周知が充分とは言えない。 	M

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

②水防に関する事項

項目	現状と課題	
水防資機材の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 苫小牧出張所、登別出張所及び洞爺出張所において水防資機材を保有している。(胆振総合振興局) ○ 鶴川・宮戸防災拠点、穂別水防資材倉庫、苫小牧河川事務所において水防資機材を保有している。鶴川防災拠点において、排水ポンプ車を配備している。(室蘭開発建設部) ○ 市町役場、防災備蓄倉庫等において水防資機材を保有している。(豊浦町、壮瞥町、伊達市、室蘭市、登別市、白老町、苫小牧市、安平町、各消防本部) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 水防資機材の配備や備蓄が十分か確認するとともに、円滑な水防活動を行うための配置計画を検討する必要がある。 	N
市町庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域防災計画等に基づき対応している。(各市町) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 浸水区域内の災害時拠点施設の機能確保のための対策について検討する必要がある。 	0

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	現状と課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 樋門の操作点検を出水期前に実施している。(胆振総合振興局) ○ 排水ポンプ車訓練を実施している。(室蘭開発建設部) ○ 保有する水防資機材は非常時においては水防団体等へ貸し出しが可能である。(胆振総合振興局、室蘭開発建設部、豊浦町、壮瞥町、室蘭市、白老町) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模浸水時に早期に排水を行うため、既存の排水施設、排水系統を把握し、関係機関の連携による排水計画を検討する必要がある。 ● 排水活動を安全かつ円滑に行うための釜場、作業ヤード、進入路等が確保される必要がある。 	P
	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域的な資機材等の保有状況や、非常時における支援要請手順について、共有が不十分である。 	Q

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状と課題	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 流下能力が不足している河道に対し、流下断面を確保するため、河道掘削等を実施している。(胆振総合振興局) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 無堤地区や計画断面に対して高さや幅が不足している堤防があり、洪水により氾濫する恐れがある。 	R

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速確実な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施するため、各構成員が連携して平成 33 年度までに達成すべき減災目標は、以下のとおりとした。

【5 年間で達成すべき目標】

胆振総合振興局管内河川の大規模水害に対し「洪水による交通途絶、集落の孤立化から地域を守る」「迅速・確実な避難を目指す」「基幹産業への影響を最小化する」

【目標達成に向けた 3 本柱】

胆振総合振興局管内河川において水災害防止を目的として河川管理者が実施する堤防整備等の洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加え、以下の取り組みを実施。

- (1) 分断・孤立する地域特性や迅速かつ確実な避難のための避難行動に関する取組
- (2) 社会経済被害軽減のための的確な水防活動に関する取組
- (3) 社会経済活動の早期復旧のための取組

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。(別紙2参照)

①円滑かつ迅速な避難のための取組 (1/2)

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
①-1 情報伝達、避難計画等に関する取組			
① 洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの確認	A	H30年度から	胆振総合振興局、室蘭地方気象台、各市町
② 避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認	B, C	H30年度から	各市町
③ 水害危険性（浸水想定及び河川水位等の情報）の周知	D, E	H29年度から	胆振総合振興局
④ 隣接市町村等への広域避難体制の構築	F, G, H	H30年度から	各市町
⑤ 要配慮者利用施設における避難場所の確保・訓練に関する取組を促進	I, J, K	H30年度から	胆振総合振興局、室蘭地方気象台、各警察署、各市町、各消防本部
①-2 平時からの住民への周知・教育・訓練に関する事項			
① 想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有	D, E, F	H29年度から	胆振総合振興局
② ハザードマップの作成等、周知に係る取組	D, E, F	H30年度から	胆振総合振興局、各市町
③ まるごとまちごとハザードマップの促進	D, E, F	H30年度から	各市町
④ 住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	B, I, J, K	継続実施	胆振総合振興局、室蘭開発建設部、室蘭地方気象台、各警察署、各市町、各消防本部
⑤ 防災教育の促進	A, D	H30年度から	胆振総合振興局、室蘭開発建設部、室蘭地方気象台、各警察署、各市町、各消防本部

①円滑かつ迅速な避難のための取組 (2/2)

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
①-3 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項			
① 水害リスクの高い地区に対して、洪水時の避難勧告等の発令判断に活用する水位計（危機管理型）の整備	B, I, J, L	H30 年度から	胆振総合振興局
② 堤防天端の保護（越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす対策）	R	継続実施	胆振総合振興局
③ 防災資材備蓄施設の整備	N	H30 年度から	胆振総合振興局
④ 避難場所、避難経路の整備	E, G, H	H30 年度から	各市町

②的確な水防活動のための取組

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
②-1 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項			
① 重要水防箇所の確認	K, L, M	H30 年度から	胆振総合振興局、各警察署、各市町
② 水防資機材の充実、維持や関係機関との情報共有	N, P, Q	H30 年度から	胆振総合振興局、室蘭開発建設部、各市町
③ 関係機関と連携した水防訓練	L, M, N, P, Q	継続実施	胆振総合振興局、各警察署、各市町
④ 消防団員（＝水防団員）の確保に向けた広報等	K	継続実施	胆振総合振興局、各市町
⑤ 水防団間での連携、協力に関する検討	K	H30 年度から	苫小牧市
②-2 市町村庁舎や災害拠点病院等の自営防衛の推進に関する事項			
① 市町村庁舎や災害拠点病院等への情報伝達や機能確保のための対策の検討	D, H, O	H30 年度から	各市町

③ 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
③ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組			
① 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	N, P, Q	H30 年度から	胆振総合振興局、豊浦町、壮瞥町、伊達市、室蘭市、登別市、白老町、苫小牧市

④ 河川の施設整備に関する取組

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
④ 洪水氾濫を未然に防ぐ対策			
① 河道掘削等の実施	R	継続実施	胆振総合振興局

7. フォローアップ

各関係機関の取組については、必要に応じて防災業務計画や地域防災計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。